

総合計画懇話会の会議運営に関する確認事項について

1 会議について

会議は、原則として非公開する。

会議を公開する場合は、会長が会議に諮って行う。

2 会議資料について

会議資料については、原則として会議終了後、市ホームページ及び企画財政課において公開する。

3 傍聴について

会議を公開する場合の傍聴人の定員は、開催する会場の状況等を勘案して、会長があらかじめ傍聴を認める定員を定める。

会議の傍聴を希望する者が、定員を超えるときは、先着順により決定する。

傍聴人が、会議の録音、写真撮影(ビデオ撮影を含む)等を希望する場合は、あらかじめか会長の許可を得るものとする。

4 会議録の作成について

会議録は作成しない。ただし、下記の概要を記入した会議メモを作成する。

開催日時、開催場所、出席者

協議の概要

その他、必要な事項

会議メモは、会議資料とともに市ホームページにおいて公開するとともに、企画財政課において閲覧に供する。